

災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について、浦安町（以下「甲」という。）と株式会社西友ストアー（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定する。

記

（物資の種類）

第1条 物資の種類は、乙の浦安店に於いて乙自身が販売用として取り扱っている商品のうち、甲が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第2条 甲が物資の供給を受けようとするときは、物資要請書（別記様式）をもつて乙の浦安店々長を経由して乙に要請するものとする。

ただし、要請書をもつてすることができないときは、電話等で要請し事後すみやかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第3条 乙は前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し直ちに物資を引き渡すものとする。但し、乙にやむを得ない事情が生じたため、物資を引渡すことが不可能となつた場合を除くものとする。

（支払い）

第4条 甲は災害復旧後、乙に対し速やかに乙の販売価格により供給を受けた物資の代金を支払うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から3ヵ年とする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和55年10月15日

甲 千葉県東葛飾郡浦安町猫実1624
浦安町長 熊川好生
乙 豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社 西友ストアー
取締役標準店販売事業部長 中島侑三